八代市

令和3年8月から

児童通所支援事業における支給量指標を見直しました

対象となる児

例 ・療育手帳Ａ１又はA2を所持している
・精神保健福祉手帳１級を所持している
・自閉スペクトラム症や注意欠如多動症の診断がある
・染色体異常等の障がいが想定される疾病の確定診断がある　など

※対象となるか不明な場合は、障がい者支援課までお尋ねください。
詳細は八代市のホームページにも掲載しています。

【支給量変更を希望される方へ】

現在の支給量では状況の改善が見込めず、困り感が継続している場合まずは相談支援専門員にご相談ください。事業所等の関係機関からのご意見も参考に必要に応じて、**更新時**に支給量を増やすことができます。また、その時期以外で変更を希望される場合は、変更申請が集中しないよう、以下のように段階的に運用を開始しますので、ご了承ください。

○運用開始対象年齢

・令和３年　８月～　年中、年長、小学1年生、小学2年生の対象児
・令和３年１１月～　上記以外の全年齢の対象児

※サービス更新時期が令和３年10月末までの対象児の場合は、対象年齢以外でも更新申請時に支給量変更申請を受け付けます。
※最近の状況からできるだけ早期に支給量変更を希望される場合は、上記の対象年齢以外でも申請できます。
※上記の対象児以外でも支給量の変更を希望される場合は、相談支援専門員にご相談ください（申請の流れは裏面をご参照ください）。

問い合わせ先：八代市役所障がい者支援課
電話　0965－35－0294

裏面へ

【支給量変更申請の流れ】

※保：保護者、相：相談支援専門員

保・相　①保護者から支給量を変更したい意思を相談支援専門員へ伝える

↓

相　②相談支援専門員より障がい者支援課へ対象児や必要書類等の確認

＊診断書等

↓

保・相　③相談支援専門員が事業所や保育園、幼稚園、学校等の状況を確認し、必要に応じてサービス担当者会議の開催やモニタリングを通して、支給量変更の目的や目標等、共通認識を図る

↓

保・相　④支給量変更に伴う状況確認書の作成

↓

保　⑤保護者が障がい者支援課や各支所にて申請（来所前にご連絡をお願いします）。個別支援計画等の必要書類の提出。窓口にて調査。

＊現在及び直近の評価入り個別支援計画等

↓

相　⑥相談支援専門員より利用計画案等の提出

↓

⑦支給決定（変更開始日：毎月1日～）

※⑤申請から⑦決定まで約2～3ヶ月を予定しています.

◎色付きの項目（①③④⑤）が保護者にお願いする内容です。

◎状況確認書の様式（④）は相談支援事業所にあります。

◎申請時に必要な書類は更新時期やお子さんの状況よって異なります。事前に相談支援専門員又は障がい者支援課までお尋ねください。

◎支給量については当面の間、現在の支給量より５日の増加を基準に実際に利用できる日数を決定します。

◎現在利用中の事業所が利用日数を増やすことができない場合は、相談支援専門員にご相談ください。